

口座をひらく方も、口座をお持ちの方も

# マイナンバーの届出にご協力ください

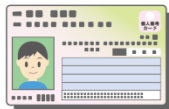


JBA 一般社団法人 全国銀行協会 内閣府 個人情報保護委員会

個人のお客さま

## マイナンバーを届出いただく際に必要となる書類

マイナンバーカード



もしくは

通知カード

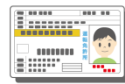


住民票の写し (マイナンバーあり)



または +

運転免許などの本人確認書類※1



※1 顔写真付きのもの(運転免許証、パスポートや在留カードなど)であれば1点、顔写真なしのもの(健康保険証、住民票や年金手帳など)であれば2点

法人のお客さま

## 法人番号を届出いただく際に必要となる書類

国税庁 法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷したもの



法人番号 指定通知書



または +

登記事項証明書などの法人確認書類※2



※2 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。不要な場合もあるで、詳しくはお取引のある銀行にお問い合わせください。

マイナンバーが分からない場合、どうしたらいいの？

マイナンバーは、2015年10月より市区町村から簡易書留で郵送されている通知カードに記載されています。お手許に通知カードがない場合は、各自治体にご相談ください。なお、住民票でもマイナンバーを確認できます。



## 不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください!



銀行員が、お客さまのマイナンバー管理不備などを指摘して、金銭を要求することはありません。

### 実際に被害に遭った事例

**事例 1** 市役所の職員を名のる者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金がかかる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。

**事例 2** サラリーマン風の男が訪問し、「マイナンバーの封筒が来ますか」「手続には相当時間がかかるから代行します」「代行の手数料としてお金が必要」と言われ、マイナンバー手続代行手数料の名目でお金をだまし取られた。

不審な電話などがありましたら

消費者ホットライン (局番なし 188番)

警察相談専用電話 (局番なし #9110番)

またはお取引のある銀行にお電話ください。

### マイナンバー制度について詳しくはこちら

● ホームページ

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー

検索



● マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178 (無料)

銀行とお取引に係るご質問については、お取引のある銀行にお問い合わせください。



銀行は、法令にもつぎ、マイナンバーを厳格に管理します。

## Q & A



Q1

なんで銀行にマイナンバーを届ける必要があるの？

法令により、銀行には、**預貯金口座をマイナンバーと紐付けて管理する義務**が課せられています。このため、銀行からお客さまに対し、マイナンバーの届出のご協力をお願いしています。

Q2

銀行はどんなことにマイナンバーを使うの？

銀行が万が一破たんしたときに**預貯金の円滑な払い戻し**を行うために利用したり、これまで行われてきた**行政機関などの税務調査や生活保護などの資産調査への回答**を行うために利用します。

Q3

マイナンバーを届けると行政機関などに資産を知られてしまうの？

マイナンバーの届出をきっかけに、**銀行が行政機関などに預貯金残高などをお知らせすることはありません。**

マイナンバーは国民の一人ひとりに割り当てられ、**社会保障・税・災害対策の行政手続**で、利用されます。

Q4

預貯金口座をひらく時にマイナンバーを届け出ないといけないの？

後日のお届けでも構いません。ただし、**マル優・マル特のお取引やNISA口座、特定口座の開設、投資信託のお取引**などは、マイナンバーがないとお取引できない場合があります。詳しくは、お取引のある銀行にお問い合わせください。

Q5

すでに銀行にマイナンバーを届け出ているけど、改めて届ける必要があるの？

投資信託などのお取引でマイナンバーを届けたいたお客さまであれば、**改めてマイナンバーをお届けいただく必要はありません。**ただし、以下のお取引については、改めてマイナンバーの届出をお願いします。  
・投資信託などの住所変更  
・法人定期預金 など

※ 銀行が法令にもとづいて、マイナンバーを預貯金にも利用できるよう利用目的を変更するため、基本的に、再度の届出は不要です。